

「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン改訂案」、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（案）」及び「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様（案）」に対する意見公募要領

令和5年11月17日
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成31年4月1日に施行した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に関して、令和元年6月に「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を策定し、令和3年7月には系統に関する内容について改訂を行っています。その後、本ガイドラインに基づく案件形成において様々な論点が出てきており、制度の運用実態を踏まえて、改めてガイドラインの改訂に向けた検討を行っています。

また、洋上風力発電に関する「セントラル方式」について、その制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的に、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」の「骨子」を令和5年1月に策定し、その後も本運用指針の策定に向けた検討を進めています。併せて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施するサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）について、その基本的な考え方として「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様」の検討も進めています。

上記の内容について、令和5年11月15日に経済産業省・国土交通省の洋上風力合同会議（※）を開催し、有識者から意見をいただいたところですが、広く国民の皆様からも意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集いたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

※「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」合同会議

2. 意見公募の対象

- （1）「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン改訂案」
- （2）「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針（案）」
- （3）「セントラル方式として JOGMEC が実施するサイト調査の基本仕様（案）」

※（1）及び（2）は経済産業省・国土交通省の共管、（3）は経済産業省の所管

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
風力政策室（東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年11月17日（金）～令和5年12月17日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課風力政策室 パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-youzyouzyouhousteikyoku@meti.go.jp

（電子メールの件名を「〇〇に対する意見」として下さい。〇〇には「2. 意見公募の対象」から該当するものを記入して下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。